

**第23回対策本部会議において決定した市の対策・対応及び
感染症対策関連の情報提供について**
(令和2年10月26日10時30分現在)

1 対策本部会議において決定した対応・対策

(1) 事業者向け感染拡大予防ポスターの配布について

市内経済の活性化を支援するため、市内事業者等に「事業者向け感染拡大予防ポスター」を10月26日(月曜)から申請を受付。

- ・配布方法：商工会会員は1枚配布。非会員は申請により配布。
- ・制作枚数：2,400枚
- ・主な使用条件：来訪者の目に留まる場所に掲示する/ポスターの図柄で示した項目及び国や業界団体等の感染拡大予防ガイドラインを遵守する/使用条件の順守状況について市が行う調査や改善要請に協力すること

※その他、詳細は、別紙「事業者向け感染拡大予防ポスターの配布について」参照。

(2) 今後の対策本部会議日程(日程等を変更する場合あり)

- ・第24回11月20日(金曜)

2 感染症対策関連の情報提供

(1) 我孫子市新型コロナウイルス感染症集団検査における希望者へのPCR検査実施について

別紙「我孫子市新型コロナウイルス感染症集団検査における希望者へのPCR検査実施概要」参照

(2) 市内の感染者の発生状況について

- ・感染者数は、7月14名、8月25名、9月24名、10月8名(10月26日時点)となっている。
- ・感染者数は減少しているが感染経路不明の割合が高くなっている。
- ・年代は、20代、30代が半数を占めている。

(2) マスク及びアルコール消毒液の備蓄等について

- ・マスクの備蓄状況(10月26日現在)：14万枚
- ・アルコール消毒液(プッシュ式)の定期購入は継続中。

別紙「事業者向け感染拡大予防ポスターの配布について」

1 ポスターの概要

新型コロナウイルス感染症の拡大を予防し市内経済の活性化を支援するため、市内事業者等に「事業者向け感染拡大予防ポスター」（以下「ポスター」という。）を配布します。

- ・配布方法 商工会会員には商工会を通じて1枚を送付、非会員には個別申請により送付する。
- ・制作枚数 2,400枚（商工会会員1,200枚、その他1,200枚）、先着順で払底次第終了。
- ・申請方法 会員からの追加申請及び非会員からの申請は「ちば電子申請サービス」にて受付ける。

2 使用条件

- (1) 掲示場所は自己が有する市内事業所で来訪者の目に留まる場所とすること。
- (2) ポスターを掲示する間、ポスターに図柄で示した項目及び国や業界団体等が示す感染拡大予防ガイドラインを遵守すること。
- (3) 使用条件の遵守状況について市が行う調査や改善要請に協力すること。
- (4) 他者に譲渡しないこと。

3 遵守していただきたい「感染拡大予防ガイドライン」について

1 業種ごとの「感染拡大予防ガイドライン」が各団体等のホームページに掲載されておりますので、ガイドラインを踏まえた感染拡大防止の取組みについて実践をお願いいたします。

※業種別ガイドライン（国作成）

<https://corona.go.jp/prevention/pdf/guideline.pdf>



2 ガイドラインが策定されていない業種については、政府の専門家会議がとりまとめた「業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点」を参考に感染拡大防止の取組みについて実践をお願いいたします。

※業種ごとの感染拡大予防ガイドラインに関する留意点

（新型コロナウイルス感染症対策専門家会議資料から抜粋）

<http://www.city.abiko.chiba.jp/jigyousha/noukoushou/guidelines.files/teigen.pdf>



※以上のガイドラインの所在は、我孫子市ホームページでも紹介しています。

<http://www.city.abiko.chiba.jp/jigyousha/noukoushou/guidelines.html>

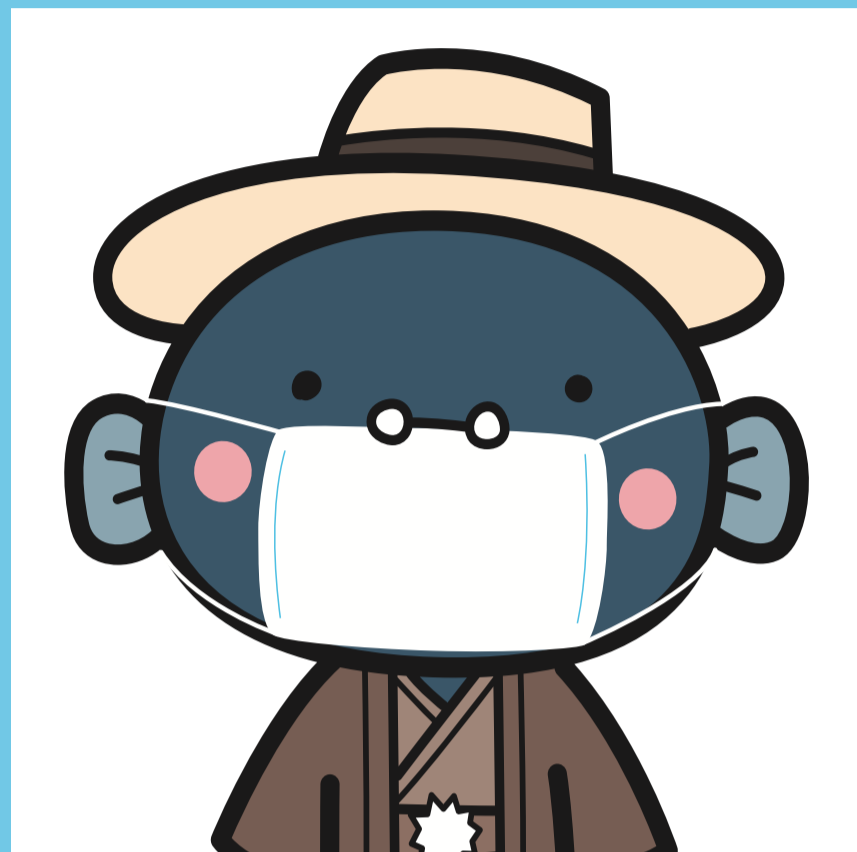
※インターネットを使用できない事業者には個別にご案内します。



新型コロナウイルス感染症の拡大予防に
取り組んでいます。



換気



マスク



手洗い



体調確認

このほか、国や業界団体等が示すガイドラインにも従っています。

別紙

「我孫子市新型コロナウイルス感染症集団検査における希望者へのPCR検査実施概要」

1. 対象者

新型コロナウイルス感染症の患者が発生した市内の小学校、中学校、保育園、幼稚園、特別養護老人ホーム等の福祉施設の利用者等であって、集団検査におけるPCR検査の受検を希望する方。

※**集団検査**：行政検査の対象とはならないが、市がPCR検査の受検が必要な者であると判断した利用者等に対して集団で実施するPCR検査。

(例) 学校で患者が発生した場合

		集団検査
同じクラス	行政検査 保健所の判断で行う濃厚接触者への検査	集団検査 市の判断で行う接触者への検査（無料）
違うクラス	検査希望なし	検査希望あり (自己負担8,000円)

2. 受検の申込み等

- (1) 学校・施設を通じて申し込みをする。
- (2) 集団検査の実施日時は、学校・施設から連絡をする。
- (3) PCR検査の結果については、学校・施設から連絡をする。

注意事項：市が行う集団検査が対象であり、個人で受けた検査を助成するものではありません。